

〇市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年3月31日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年 3月25日教委規則第2号

平成24年 3月14日教委規則第2号

市川市立図書館規則（平成6年教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営状況の評価等）

第1条の2 教育委員会は、図書館の運営の改善を図るため、その運営の状況について評価を行い、これを公開するものとする。

（平24教委規則2・追加）

（蔵書の構築）

第2条 教育委員会は、図書館の蔵書の構築に関する指針を定め、これに基づき当該蔵書の構築を行うものとする。

2 教育委員会は、市民等から資料の寄贈又は寄託の申出があったときは、前項の指針に適合するか否かを調査し、適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、当該資料を図書館資料として収蔵することができる。

3 教育委員会は、公の刊行物その他の資料を収集するため、国、県、県内の市町村その他の団体に当該資料の提供を依頼するものとする。

（平24教委規則2・一部改正）

（館内利用）

第2条の2 教育委員会は、図書館の適正な利用環境を維持するため、館内の利用方法を定める等の必要な措置を講ずるものとする。

2 図書館を利用するものは、前項の規定により講じられた措置に基づき、図書館資料を閲覧し、又は視聴するものとする。

（平24教委規則2・追加）

（レファレンスサービス）

第3条 教育委員会は、図書館を利用するものに対し、レファレンスサービス（そのものの求めに応じ、図書館資料及び情報の提供、紹介等を行うことをいう。次項において同じ。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、レファレンスサービスに係る事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、レファレンスサービスを提供しないものとする。

- (1) 法令等の規定により公表を禁じられている事項
- (2) 古文書、美術品等の鑑定及び価格に関する事項
- (3) 身上、医療又は法律の相談に関する事項
- (4) 学習課題、卒業論文その他これらに類する事項
- (5) その他教育委員会がレファレンスサービスの提供を不相当と認める事項

3 教育委員会は、レファレンスサービスを提供するために必要があると認めるときは、公立図書館等にレファレンスサービスに係る情報の提供を依頼するものとする。

4 教育委員会は、公立図書館等からレファレンスサービスに係る情報の提供の依頼を受けたときは、図書館が保有する情報を提供することができる。ただし、当該依頼に係る情報が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

（平24教委規則2・一部改正）

（登録の申請等）

第4条 条例第6条第1項の規定による登録の申請は、次に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出して行うものとする。

- (1) 個人 市川市立図書館館外貸出個人登録・更新申請書（様式第1号）
 - (2) 団体 市川市立図書館館外貸出団体登録・更新申請書（様式第2号）及び団体構成員名簿（様式第3号）
- 2 前項の場合において、当該申請をするもの（団体にあつては、その代表者）は、運転免許証、健康保険証その他の住所及び氏名を確認するため教育委員会が適当と認める書類（本市に勤務し、又は通学する者にあつては、当該書類及び身分証明書、学生証その他の本市に勤務し、又は通学する者であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類）を提示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、条例第5条第3項の規定による登録の更新の申請について準用する。この場合において、第1項中「条例第6条第1項の規定による登録」とあるのは「条例第5条第3項の規定による登録の更新」と、「書類」とあるのは「書類及び図書館利用券又は条例第6条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カード」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により読み替えて適用される第1項の書類及び図書館利用券又は条例第6条第3項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの提出期間は、条例第5条第2項の登録の有効期間の満了する日の前日の1月前の日から当該登録の有効期間の満了する日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

（平23教委規則2・一部改正）

（登録の実施）

第5条 条例第6条第2項の規定による登録は、市川市立図書館館外貸出登録簿（様式第4号）に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

- (1) 住所及び氏名（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録年月日及び登録番号

（図書館利用券）

第6条 条例第6条第3項本文に規定する図書館利用券は、図書館利用券（様式第5号）とする。

（図書館利用券の再交付の申請）

第7条 条例第6条第4項の規定による図書館利用券の再交付の申請は、次に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を教育委員会に提出して行うものとする。この場合において、第4条第2項の規定は、当該申請について準用する。

- (1) 個人 市川市立図書館利用券再交付申請書（個人用）（様式第6号）
- (2) 団体 市川市立図書館利用券再交付申請書（団体用）（様式第7号）

（変更の届出）

第8条 条例第7条の規定による登録の申請事項の変更の届出は、次に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる届出書を教育委員会に提出して行うものとする。この場合において、当該届出書を提出するものは、当該変更を証する書類を当該職員に提示しなければならない。

- (1) 個人 市川市立図書館館外貸出個人登録申請事項変更届出書（様式第8号）
- (2) 団体 市川市立図書館館外貸出団体登録申請事項変更届出書（様式第9号）

（図書館資料の貸出しの予約等）

第9条 条例第6条第3項本文に規定する図書館利用券又は同項ただし書に規定する館外貸出対応住基カードの交付を受けたもの（本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体であつて読書会等を主催するものに限る。）は、貸出しを希望する図書館資料について、教育委員会に対し、当該図書館資料の貸出しの予約、他の市川市立図書館からの取寄せの申出等を行うことができる。

2 教育委員会は、前項の規定による予約、申出等を受けた場合において、公立図書館等に当該図書館資料（コンパクトディスクその他の視聴覚資料を除く。）が所蔵されていることを確認したときは、当該公立図書館等に対し、当該図書館資料の借受けを申し出ることができる。

（平24教委規則2・追加）

（図書館資料の複製等）

第10条 教育委員会は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、図書館資料の複製を行うものとする。

2 図書館資料の複製を依頼しようとするものは、市川市立図書館資料複製申込書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、図書館資料の複製を行うことにより当該図書館資料が壊れ、又は汚れるおそれがあると認めるときは、前項の規定による依頼を拒否することができる。

4 第2項の規定による依頼に基づき行う図書館資料の複製に要する費用は、当該依頼をしたものの負担とする。

(平24教委規則2・旧第9条繰下)

(障害者サービス)

第11条 条例第6条第2項の規定による登録を受けた者のうち、身体障害、高齢、傷病等により図書館を利用することが困難な者に対する図書館資料の貸出し等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平24教委規則2・追加)

(指定管理者による管理)

第12条 指定管理者が市川市市川駅南口図書館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条の2、第3条、第7条、第9条及び第10条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平24教委規則2・旧第10条繰下・一部改正)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、市川市立図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平24教委規則2・追加)

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同月30日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。